

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり随意契約を行うので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

平成22年4月2日

室戸市長 小松 幹侍

記

物品又は役務の名称及び数量	◎特定高齢者等の送迎に係る配置車輛運転業務 (1) 特定高齢者送迎に係る配置車輛運転業務 特定高齢者の市内から室戸市保健福祉センターへの送迎に係る配置車輛の運転 (2) 特定高齢者把握事業の送迎に係る配置車輛運転業務 65歳以上等の送迎がなければ健診に来られない健診希望者の健診会場への送迎に係る配置車輛の運転業務 (3) その他の特定高齢者等の送迎に係る配置車輛運転業務 事業の運営上、特定高齢者等の送迎の必要が生じた場合についての参加者の送迎に係る配置車輛の運転業務
契約者の選定基準	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条の該当するシルバー人材センターであること。
契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額が予算の範囲内であった場合、契約を締結する。
見積書の提出場所	室戸市領家87番地 室戸市保健福祉センター 保健介護課
見積書の提出期限	平成22年4月7日
契約担当部署 所在地	室戸市 保健介護課 室戸市領家87番地 TEL0887-22-3100